



日刊(但土曜 日曜 祝日休刊)
定価1カ月4,115円(送料+税込み)

発行所
保険毎日新聞社
東京都千代田区岩本町1丁目4番7号
〒101-0032
電話 03(3865)1401(代表)
振替 00140-6-70860
© 保険毎日新聞社

日火連 中小企業向け「休業対応援共済」 業界初、地震の費用負担カバー

全日本火災共済協同組合連合会(日火連)はこのほど、中小企業、小規模企業が地震や台風などで被災して休業する場合の事業再開までの経費負担を軽減する「休業対応援共済」を開発した。損保の店舗休業保険に当たるもので、地震による被災を基本補償に加えた単独商品としては共済・損保を通じて初めてだという。商工会や商工会議所、組合などを通じて、来年2月ごろから募集を開始する。

商工会など通じて来年から募集開始

近年、自然災害が頻発しており、災害対策への関心が高まっている。中小企業や小規模企業が被災して休業せざるを得ない場合、その間の従業員への給料支払いなど経済的負担が大きいことから、日火連は、事業再開を円滑に進めてもらうための新商品を開発した。地震・噴火・津波・台風・洪水・雪災・火災・

落雷などの災害によって契約者の事業所が損壊して休業した場合に休業期間中の費用を補償する。全損の場合は「全損応援共済金」として契約時にあらかじめ約定した相利

益日額に約定日数(90日から最長180日)を乗じた額を支払う。一部損壊して事故日から4日以上連続して休業した場合は「一部損対応援共済金」として、約定相利利益日額に休業日数(契約時に限度日数を30、60、90日のいずれから選択)を乗じた額を支払う。一部損壊した額は最大180万円、全損時は最大1800万円の支払いになる。ただし、掛金は年額7700円台(2万円4000円台)になる。

同商品の再保険は、世界最大のミニムン再保険がキャパシティを提供する。また、昨年5月に日火連と全国商工会連合会(全国連)が締結した業務提携基本契約書に基づいた提

した額を支払う。共済掛金は、全損・一部損の約定日数、約定日額、事業所在地、建物の構造によって異なる。例えば、一部損の約定日数30日、全損の約定日数180日、約定日額1万円(一部損だと最大30万円、全損時は最大1800万円の支払いになる)だと、掛金は年額7700円台(2万円4000円台)になる。

携の新商品第1号であり、全国連では傘下の商工会を通じて同商品の普及に全力を挙げて取り組むとしている。募集は来年2月ごろから、全国の商工会や商工会議所、組合など従来から火災共済を取り扱っている代理所を通じて行う。契約の補償開始は4月1日以降になる。日火連では「今後、当連合会では、休業対応援共済の提供を通じ、中小企業、小規模企業の事業継続を支援したい」としている。